

北 本 市 教 育 委 員 会 平 成 3 1 年 4 月 定 例 会 会 議 録						
1 日 時	平成31年4月25日（木） 午後2時から4時00分まで					
2 場 所	北本市役所 会議室3－F					
3 教 育 長 の 氏 名	清水 隆					
4 出席した委員の氏 名	一	教育長職務代理者 大保木道子	二	委 員 金井 裕	三	委 員 安田美詠子
	四	委 員 鈴木義信	五	委 員 久保田篤正		
5 欠席した委員の氏名	なし					
6 説明のため出席した職員	原口教育部長、磯野副部長兼文化財保護課長、櫻井教育総務課長、坂口学校教育課長、内田学校教育課副課長、平井生涯学習課長					
議案及び報告件名	議 事 の 大 要					
1 開会の宣言	清水教育長： 平成31年北本市教育委員会4月定例会を開会する。					
2 会議録の承認について	清水教育長： 平成31年北本市教育委員会3月定例会の議事録について質問、意見、訂正等あるか。 — 各委員、特に意見なし — 清水教育長： 会議録は、承認する。					
3 会議録署名委員の指名について	清水教育長： 本日の会議録の署名委員については、4番の鈴木委員にお願いする。					
4 議事の取り扱いと非公開案件の発議	清水教育長： 本日の案件は、報告事項が7件、議案が5件であるが、追加提出議案として、教委議案第26号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育長の辞職の同意について」を加えての審議としてよいとお諮りする。 また、本日の教委報告第20号及び教委議案第25号並びに追加提出の教委議案第26号については人事に関する案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により、非公開審議とすることとしてよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： 教委議案第26号の追加及びその他の各案件について、非公開審議とすることに決する。					

5 報告事項 (1) 教委報告第16号「教育長の決裁処分」	清水教育長： 報告事項の議事に入る。原口教育部長より、報告事項についてお願いする。 原口教育部長： 本日の報告事項は、教委報告第16号から第22号までの7件である。教委報告第16号「教育長の決裁処分」から、担当課より報告する。 清水教育長： まず、教委報告第16号の1番「平成31年度平和啓発事業（小・中学校平和啓発補助事業）」について、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： （教委報告第16号の1番の説明） 清水教育長： 教委報告第16号の1番について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第16号の1番については、了承する。 清水教育長： 続いて、教委報告第16号の2番「公益社団法人埼玉県柔道整復師会会長杯争奪第9回埼玉県近県中学校柔道大会」、3番「太鼓祭 in きたもと～第4回津軽笛&和太鼓の祭典～」、4番「北本市民吹奏楽団ファミリーコンサート」、5番「第4回「北本市図書館を使った調べるコンクール」」について、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第16号の2番から5番までの説明） 清水教育長： 教委報告第16号の2番から5番までについて、質疑はあるか。 安田委員： 2番の「公益社団法人埼玉県柔道整復師会会長杯争奪第9回埼玉県近県中学校柔道大会」について、収支予算の収入の部の詳細を確認する。 平井生涯学習課長： 収入のうち「協賛金」に関しては、市及び県の柔道連盟から支払われ、「大会参加費」については、各参加団体から徴収するものである。 金井委員： 大会の回数も重ねており、事業趣旨が「中学校における柔道部活動の活性化を図る」とすることから、これまで共催としてきたものだが、次回以降の取り扱いに関し、今一度見直す必要もあるため、幾つか意見を挙げさせていただく。
---	---

まず、共催事業とする上で、大会名に本市の名が掲げられないことに対して、少し違和感を覚える。

次に、共催とするならば、式次第の中に教育長の役割が含まれるものか確認をお願いします。

そして、中学校柔道部の参加がメインとなる大会であることから、ここで、本年度に定めた「北本市の部活動の在り方に関する方針」と照らし合わせた場合、外部指導者や部活動顧問の引率に係る負担等にも配慮する必要がある、中体連柔道専門部が後援に含まれるべきものとも考えられる。

これらのことを精査の上、次回の大会に際しては、個人的には「共催」ではなく「後援」での承認とする取り扱いでもよいと思われる。

平井生涯学習課長： いただいた御意見を柔道連盟に伝え、共催・後援の取り扱いに関する判断基準について精査していく。

金井委員： 併せて、学校教育・生涯学習の所管課の間でも、調整をお願いします。

原口教育部長： 余談となるが、本市の中学校柔道部は、現在、設置がない状況となる。

金井委員： 本市の中学校柔道部の参加がない状況であれば、やはり「共催」とするよりも、「後援」とすることが望ましいと考えられる。

清水教育長： 事務局は意見整理と対応について慎重をお願いします。

大保木委員： 3番の「太鼓祭 in きたもと～第4回津軽笛&和太鼓の祭典～」について、これまでの共催判断の理由として、太鼓の指導者と学校との関わり・実績を理由に挙げてきたが、共催事業とするからには、入場料の価格設定が高いものと感じる。

入場料を無料としながらも、内容が充実している他の事業と比べた場合、こうした事業こそ教育委員会が共催し、普及すべきものとも考えられる。この部分も踏まえ、あらためて3番の事業を共催判断とした事務局の考え方を伺う。

平井生涯学習課長： 複数の地元太鼓団体が出演するほか、実行委員会の中にも加わることから、文化活動の推進の観点からも、共催判断としたものである。

大保木委員： 「共催」の意味合いを考えた場合、その内容が教育活動の推進に寄与するものであり、共に実施責任を負いながら、普及・啓発していくに値すべきものと考えられるが、当該事業に対し

ては、その部分が些か見えづらいものと感じる。

平井生涯学習課長： 参考として、昨年度の実績は633人の入場者数となり、入場料は高く感じられつつも、当該事業は盛況に行われた。しかし、本日いただいた御意見を実行委員会に伝え、次回の申請の取り扱いについて、慎重に検討していく。

金井委員： 重ねての意見として、先ほど、地元太鼓団体の出演理由から、共催判断とする旨の説明があったが、上部団体となる「文化団体連合会」の主催事業であればともかく、その下部団体が参加することを判断理由に掲げてしまうと、説明がつきづらくなるとも思える。

申請団体の自費で全てを賄う事業もあり、当該事業の入場料が高額となることは、出演者のギャラに影響されるものとも推測され、この部分を踏まえた場合、公益性に欠けるものとも考えられる。

こうした疑問点については、これまでも幾度か意見させていただいたが、その辺りの内容精査に関し、事務局でどう取り扱ってきたものか確認する。

平井生涯学習課長： 申請団体に対し、これまでいただいた教育委員意見を伝えてきたが、今回も共催で申請してきたものとなる。

清水教育長： 事務局は、口頭での意見・確認のみならず、例えば「意見書」といった形が残るような方法で、意思を伝えることも今後願います。

金井委員： これを機会に、教育委員会の共催・後援の判断基準を見直すことも必要と考えられる。また、当該事業のように、高額な価格設定に対しては、価格引き下げの交渉を行い、市民が参加しやすくなるよう努めることも、教育委員会の役割であると思う。

清水教育長： 申請団体に対し、今後の申請の取り扱いを確認の上、今回の教育委員意見の提出及びその後の状況報告について、事務局に今後願います。

平井生涯学習課長： 了解した。なお、関連しての報告となるが、今回の事業内容と類似し、3月定例会で共催承認を報告した指定管理者の自主事業については、教育委員意見を伝え、その後、「共催」から「後援」に変更した。

金井委員： 今回の事業も指定管理者の自主事業となり、承認区分の差に

	よって、会場費の取り扱いに影響がないものであれば、同様の対応とすることが望ましい。 清水教育長： 指定管理者の自主事業であるが故に、申請に際しての意思疎通や承認区分の判断に見落としがないよう、事務局は留意してほしい。 大保木委員： 5番の「第4回「北本市図書館を使った調べるコンクール」」について、この事業は後援申請とするものだが、3月に「北本市子ども読書活動推進計画」を策定したことから、読書活動を推進していく上でも、今後は共催事業とする方向でもよいと思われる。 平井生涯学習課長： 実施回数を重ね、参加者数も伸びていることから、次回の申請の取り扱いについて、申請団体と確認していく。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第16号の2番から5番については、了承する。
(2) 教委報告第17号「平成30年度各小・中学校第3学期状況報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第17号「平成30年度各小・中学校第3学期状況報告について」、学校教育課より、説明をお願いします。 内田学校教育課副課長： (教委報告第17号の説明) 清水教育長： 教委報告第17号について、質疑はあるか。 大保木委員： 状況報告の7の(7)「児童・生徒事故」に記載する鉄棒を使った器械体操の生徒事故について、あつてはならない事故であることから、鉄棒の設置場所等に問題はないか、原因調査をお願いします。 内田学校教育課副課長： 鉄棒と縁石との詳細な距離について把握していないが、別途調査する。なお、当該事故は、想定を超える勢いから起きたものと報告を受けている。 大保木委員： 検証と今後の安全対策をお願いします。 坂口学校教育課長： 施設の安全面において問題ないか、教育総務課と連携・調査の上、今後の対応に関し、後日報告する。 清水教育長： 速やかな現場確認と対策を講じるようお願いする。

	金井委員： 同じく「児童・生徒事故」の中に記載する、扉ガラスを突き破った児童事故について、その原因を伺う。 内田学校教育課副課長： 事故を起こした児童とは別な子が、ふざけてガラスを蹴っていたところ、それを真似し、勢い余って起きたものとなる。 金井委員： 割れたガラスはワイヤーガラスであったものか。 内田学校教育課副課長： 普通のガラスであったものと記憶する。 金井委員： 設置場所を考えた場合、施設の安全面において問題ないものか、確認をお願いします。 内田学校教育課副課長： 了解した。 清水教育長： 併せて、安全教育の視点に立った指導についても、お願いします。 鈴木委員： 状況報告の2の「教育課程の実施状況について」の中において、安全教育の一環として、心臓マッサージやAEDの使用の仕方を学習した学校が掲載されているが、他校でもこのような取組は実施しているものか。 坂口学校教育課長： 全体的な実施割合としては、未実施の方がやや多いものと把握している。但し、中学校の保健体育の授業における応急手当の学習もあることから、こうした取組を今後広げていきたいと考えている。 安田委員： 教員はこうした訓練を受けているものか。 坂口学校教育課長： 水泳の授業が始まる前の時期に、消防署の協力を得ながら、応急手当の講習を受けている。 安田委員： 状況報告の9の「その他の報告」に掲げる虐待のケース2件について、両方とも近所からの通報により発覚したものか確認する。また、2件目の報告末尾に、「児相より保護者へ事情を確認する予定」と記されているが、その後の状況がわかれば教えてほしい。 内田学校教育課副課長： まず、1件目は担任への相談を通じ発覚したものとなり、2件目は近所からの通報により発覚したものとなる。 1件目のその後に関しては、保護者と児童相談所との話し合いから保護者も反省し、親子の関係も修復したことから、現在、
--	--

(3) 教委報告第18号「平成30年度学力向上・生徒指導推	無事に登校している状況となる。 2件目のその後についても、同様に関係を修復し、こちらも現在は無事に登校している状況となる。 清水教育長： 登校後のアフターケアについても願います。 鈴木委員： 状況報告の様式3の1「長期欠席児童生徒の状況」について、長期欠席の内訳として、病気による欠席が増えたとのことだが、差し支えない範囲で病名や傾向等を伺う。 内田学校教育課副課長： 発達障害の子が医療機関を受診し、あらためて診断名がでたことから、病気による欠席にカウントされるようになり、当該区分が増加した結果となるものである。 原口教育部長： 近年では「起立性調節障害」の子が増えている傾向にもある。年間を通じて30日以上欠席となる場合、長期欠席の扱いとなることから、単純に毎月3日ほど休む状態であると、長期欠席にカウントされるものとなる。 金井委員： 今回から長期欠席の状況を前年比で示し、経年変化を表す様式にあらためたことで、細かな状況もわかりやすく捉えられるようになった。 一方で、これまで見えなかったものとして、小学校5年生の長期欠席が増加傾向にあることも判明した。その原因に関し、差し支えない範囲で教えてほしい。 また、本市の長期欠席の経年変化は捉えることができたが、県や国の傾向についても教えてほしい。 内田学校教育課副課長： まず、当該学年の長期欠席の増加傾向の原因としては、小学校中学年から高学年に切り替わる際の「学力の壁」が原因の一つと考えている。また、県や国も同様に増加傾向にあるため、昨年度の問題行動調査を実施し、本年度の夏頃には、その集計結果がでることから、しっかりと内容を分析の上、対策を講じていく。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第17号については、了承する。 清水教育長： 続いて、教委報告第18号「平成30年度学力向上・生徒指導推進事業実施状況報告について」、学校教育課より、説明をお願いします。
--------------------------------------	---

進事業実施状況報告について」	内田学校教育課副課長： （教委報告第18号の説明） 清水教育長： 教委報告第18号について、質疑はあるか。 大保木委員： 当該事業に係る予算が少ない中、有効活用しながら、各校とも創意工夫を凝らして取り組んでいることが窺える。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第18号については、了承する。
(4) 教委報告第19号「第3回きたもとピアノフェスティバルの実績報告について」	清水教育長： 続いて、教委報告第19号「第3回きたもとピアノフェスティバルの実績報告について」、生涯学習課より、説明をお願いする。 平井生涯学習課長： （教委報告第19号の説明） 清水教育長： 教委報告第19号について、質疑はあるか。 金井委員： 当該事業も3回目の開催となり、参加者へ配付する記念写真も素晴らしいが、参加者数は増えているものか確認する。 平井生涯学習課長： 参加者数は増加傾向にあるほか、これに伴って来場者数も増えており、前年度比で1.5倍となるものである。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第19号については、了承する。
(5) 教委報告第21号「雑木林遺跡発掘調査について」	清水教育長： 続いて、教委報告第21号「雑木林遺跡発掘調査について」、文化財保護課より、説明をお願いする。 磯野副部長兼文化財保護課長： （教委報告第21号の説明） 清水教育長： 教委報告第21号について、質疑はあるか。 大保木委員： 遺跡が発掘されたことから、今後の当該地の開発予定との関係について伺う。 磯野副部長兼文化財保護課長： 当該遺跡を記録保存の上、予定どおり開発を進めるものとなる。 — 他に意見なし —

(6) 教委報告第22号「東光寺板石塔婆収蔵庫公開について」	清水教育長： 教委報告第21号については、了承する。 清水教育長： 続いて、教委報告第22号「東光寺板石塔婆収蔵庫公開について」、文化財保護課より、説明をお願いします。 磯野副部長兼文化財保護課長： （教委報告第22号の説明） 清水教育長： 教委報告第22号について、質疑はあるか。 大保木委員： 本年度は、公開と「石戸蒲ザクラ」の開花とのタイミングが合ったことで成功を収め、大変良かったと思う。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委報告第22号については、了承する。
6 議案審議 (7) 教委議案第21号「北本市立学校の適正規模等に関する検討について」	清水教育長： 議案審議に入る。 原口教育部長より、お願いします。 原口教育部長： 教委議案第21号から第25号までの5件及び追加審議について決した教委議案第26号を加えた計6件について、お願いします。 清水教育長： それでは、教委議案第21号「北本市立学校の適正規模等に関する検討について」、この案件については、原口教育部長より、説明をお願いします。 原口教育部長： （教委議案第21号の説明） 清水教育長： 教委議案第21号について、質疑はあるか。 大保木委員： 「北本市立学校の適正規模等に関する基本方針（以下、基本方針）」を定めた上で、この結果となることは、致し方がないことと思われる。 金井委員： 参考資料2に示す手続きの流れの概要について、あらためて説明をお願いします。 原口教育部長： 説明に際しては、事務を担当する書記からの説明の許可をお願いします。

	清水教育長： 書記からの説明を求める。 山本教育総務課管理係長： 適正化対象校の確定後、対象校・保護者・地域の代表者等で構成する「学校規模等適正化検討協議会」を設置の上、適正化の具体策及び今後の方向性を検討・協議していく。具体策としては、学区の見直しや学校統合が考えられるが、この検討・協議を通じ、教育行政では思いつかない別な方策が見いだされる可能性もある。その上で、この検討・協議の結果をまとめたものについて、教育委員会へ報告する予定となる。 また、今回は、基本方針策定後の初回手続となることから、条例で置く教育委員会の諮問機関「北本市立小・中学校通学区域審議会」を開催の上、基本方針に沿った「学校の適正配置」を検討するものとして、全体学区の再編が必要か否かを審議する予定である。 現在の学校間における児童生徒数・学級数の偏りを解消することが、適正化の基本的な考え方と整理したため、この2つの附属機関等における審議・協議結果を踏まえた上で、学校の存置等に関する最終決定を、教育委員会で審議・決定するものとして考えている。 — 他に意見なし — 清水教育長： 他に意見が無ければ、案に示す学校を適正化対象校と判断してよいとお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： 教委議案第21号については、可決する。 (8) 教委議案第22号「北本市立栄小学校規模等適正化検討協議会設置要綱の制定について」 清水教育長： 続いて、教委議案第22号「北本市立栄小学校規模等適正化検討協議会設置要綱の制定について」、この案件についても、原口教育部長より、説明をお願いします。 原口教育部長： (教委議案第22号の説明) 清水教育長： 教委議案第22号について、質疑はあるか。 金井委員： 要綱案第3条第2項の各号委員のうち、UR都市機構の方を含めることの検討をお願いします。 原口教育部長： 現段階で会議構成員としては考えていないが、UR都市機構に対しては、別途、情報提供と相談を重ねていく予定である。
--	---

(9) 教委議案第23号「北本市立栄小学校の今後のあり方に関するアンケート調査について」	金井委員： UR都市機構に特定しなくとも、地域の商店街の方などを委員に含めることで、幅広い意見が得られると思う。
	大保木委員： 要綱案第3条第2項の4号委員として、金井委員の提案する者の委嘱に関し、検討するとよい。
	原口教育部長： 会議構成員の事務局案については、本日、このあとの第3回協議会でお示しし、その中で、引き続き協議をお願いする。
	清水教育長： 構成員の選任区分は引き続き協議会で検討するものとして、要綱案の内容自体に対し、特に問題はないか。
	— 特に意見なし —
	清水教育長： 教委議案第22号については、可決する。
	清水教育長： 続いて、教委議案第23号「北本市立栄小学校の今後のあり方に関するアンケート調査について」、この案件は教育総務課及び学校教育課の両課に関連する案件となるが、説明に関しては、原口教育部長より、説明をお願いします。
	原口教育部長： (教委議案第23号の説明)
	清水教育長： 教委議案第23号について、質疑はあるか。
	安田委員： 未就学児保護者に対する調査は、保育所や幼稚園等の施設を経由してのアンケート配付となるものか。
原口教育部長： 適正化対象校の学区に居住する未就学児保護者の全てを調査対象として、住民基本台帳情報から抽出の上、アンケートを郵送する予定となる。	
金井委員： 当該アンケートは、適正化検討協議会が実施するものではなく、教育委員会が実施者となることで理解してよいか確認する。また、集計結果に関しては、適正化検討協議会にも情報提供し、検討・協議の参考資料として活用していくものか、併せて確認する。	
原口教育部長： お見込みのとおりである。	
金井委員： あくまで純粋な集計結果を示すものとして、そこに教育委員会の意見は付さないものとして解釈してよいか。	

	原口教育部長： そのとおりである。 鈴木委員： 適正化対象校のみアンケートを行うものとして、他校は調査対象としないものか。 原口教育部長： アンケートは適正化対象校のみ実施するものとなる。但し、適正化の検討の進み具合や状況に応じて、他校に対しても、異なる方法により意見を求めることが想定される。 清水教育長： 補足として、今回の調査は、適正化対象校の保護者等が、現状維持を望むのか、それとも教育環境の改善を望むのかを問うことから、あくまで適正化対象校のみを調査対象とするものである。 鈴木委員： 仮に、適正化の方向性が、隣接校等への吸収統合となった場合、吸収先となる関係校に対しても、あらためて意見を伺うものか。 清水教育長： その予定となる。段階を踏みながら、状況に応じた丁寧な手続を重ねていく。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第23号については、可決する。
(10) 教委議案第24号「平成31年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問について」	清水教育長： 続いて、教委議案第24号「平成31年度北本市教育委員会教育委員の学校訪問について」、学校教育課より、説明をお願いします。 内田学校教育課副課長： (教委議案第24号の説明) 清水教育長： 教委議案第24号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第24号については、可決する。
7 非公開審議	清水教育長： 非公開審議に入る。議案に関係のない職員の退席を求める。
(11) 教委報告第20号「北本市社会教育委員	清水教育長： それでは、教委報告第20号「北本市社会教育委員の委嘱について」、生涯学習課より、説明をお願いします。

の委嘱について」 (12) 教委議案第25号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」 (13) 教委議案第26号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育長の辞職の同意について」	平井生涯学習課長： （教委報告第20号の説明） 清水教育長： 教委報告第20号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委報告第20号については、了承する。 清水教育長： 続いて、教委議案第25号「北本市就学支援委員会委員の委嘱等について」、学校教育課より、説明をお願いする。 内田学校教育課副課長： （教委議案第25号の説明） 清水教育長： 教委議案第25号について、質疑はあるか。 — 特に意見なし — 清水教育長： 教委議案第25号については、可決する。 清水教育長： 続いて、教委議案第26号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十条の規定による教育長の辞職の同意について」、この案件は、わたくしの一身上に関するものとなるが、説明を含め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項ただし書きの規定により、当該議事に参与することについてお諮りする。 — 全員、異議なしの声 — 清水教育長： それでは、この案件について、わたくし清水より説明する。 清水教育長： （教委議案第26号の説明） 清水教育長： 教委議案第26号について、質疑はあるか。 大保木委員： 地方自治体の首長の考え方や首長が代わることに伴って、教育長も簡単に代わるような事態となることは、あってはならないことと考える。 地教行法の趣旨に反するほか、教育は政治に左右されるものではないことから、教育長に心身の故障、あるいは職務上の義務違反等が無い限り、任期途中で辞職の取り扱いとなることは不満である。 また、残された北本の子供達や教育関係者に対する責任も考えていただき、教育行政の運営が止まらぬような人事の配
--	---

	慮をお願いするとともに、これまでの10ヶ月間で着々と進めてきた清水教育長の業績を踏まえると、当該願いに対し、わたくしは同意することはできない。 金井委員： わたくしも大保木委員と同意見である。やはり教育は政治とは別なものであり、崇高な使命をもった活動であることから、首長の交代に伴って、教育委員会の代表者である教育長までも、簡単に刷新するものではない。 教育委員会は合議制の執行機関であり、レイマンコントロールによって教育行政の意思決定を行うものから、清水教育長の人格・実績を踏まえた上で、当該願いに対し、教育委員会として同意できないことを、あらためて示す必要がある。 安田委員： わたくしも両委員と同意見であり、当該願いに対し、同意することはできない。 昨年も教育長が欠けた間、大保木教育長職務代理者に重圧がのしかかり、大変苦勞されながら職務を遂行されたことを考えると、同じ現象を繰り返してはならない。 ここで清水教育長に踏みとどまっていたいただき、今日まで築き上げてきた教育施策を、さらに推進していただきたい。 鈴木委員： わたくしも3人の委員と同意見であり、当該願いに対し、同意することはできない。 教育と政治は分離されるべきであり、こうした案件を取り扱う結果となることは残念であると同時に、この手続の流れに対しては、教育委員会の存在意義・あり方も軽視されるように感じ、誠に遺憾である。 久保田委員： わたくしも4人の委員と同意見・同じ思いから、当該願いに対し、同意することはできない。 首長が代わっても、教育長の人格と実績を見て慎重に判断をしていただき、政治の都合によって、人の人生を簡単に左右するようなことがあってはならないと考える。 — 他に意見なし — 清水教育長： 教委議案第26号について、当該願いに対する教育委員会の同意は得られないものとし、不同意とすることで決する。
8 閉会の宣言	清水教育長： 以上をもって、北本市教育委員会4月定例会を閉会する。

北本市教育委員会会議規則第17条の規定により、署名する。

令和元年 5月 23日

教 育 長

清水 隆

署名委員

鈴木 義信

書

記

山本 一真